

【付録 4-1】

EU における新しい公的管理・植物衛生・動物衛生制度に関する調査（2021 年 8 月）

混合食品の EU 特別輸入条件（仮訳）

本仮訳は、2021 年 3 月に欧州委員会が公表したウェブサイトに掲載された「混合食品の EU 特別輸入条件」をジェトロが仮訳したものです。ご利用に当たっては、原文もご確認ください。

Special EU import conditions for composite products (2021 年 8 月 26 日時点)

https://ec.europa.eu/food/horizontal-topics/international-affairs/import-conditions/eu-import-conditions-composite-products_en

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

混合食品の EU 特別輸入条件 (仮訳)

混合食品とは、植物由来の製品と動物由来の加工製品の両方を含む食品のことである。[規則\(EC\) 853/2004](#) 第 1 条(2)および第 6 条(4)に従い、混合食品は、EU 加盟国またはそれらの動物由来の加工製品の EU への入域を許可された第三国のいずれかにある EU 認定施設で加工された動物由来の加工製品で製造されなければならない。

2019 年 12 月 14 日から適用されている公的管理に関する枠組み法である[規則\(EU\) 2017/625](#) の下では、混合食品の EU への入域に関するルールが[委任規則\(EU\) 2019/625](#) 第 12 条から第 14 条に定められており、これらは 2021 年 4 月 21 日から適用される。このルールは、混合食品がもたらすリスクに応じたものとなっている。これらのルールは、以下の表と[決定木](#)にまとめられている。

移行を円滑にするために、[実施規則\(EU\) 2020/2235](#) 第 35 条では、混合食品の輸入について、旧規則に基づく証明書により EU への入域を認める 6 ヶ月間の移行期間を設定している。2021 年 4 月 21 日以前に証明書が必要なかった場合は、新規則に基づく証明書または自己宣誓書を提出しなければならない。不要な貿易上の混乱を避けるため、委任規則(EU) 2021/1329 は、署名権限を有する者により 2022 年 1 月 15 日までに署名された適切な証明書であることを条件に、この移行期間を 2022 年 3 月 15 日まで延長する。この移行の影響については、[ここ](#)にまとめられている。

加盟国と欧州委員会は、植物、動物、食料、飼料に関する常設委員会（PAFF 委員会）において、規則(EU) 2020/2235 の附属書 V に定められている自己宣誓書の様式を発行するための規則の運用に関して、一連の暫定的実施措置に合意した。これは、常温保存混合食品に含まれる乳製品のリスク軽減処理に関する委任規則(EU) 2020/692 の第 163 条の規定に対して、潜在的かつ不要な貿易上の混乱を避けるための暫定的な解決策を提供する。その詳細は[この文書](#)で説明されている。

多くの問題を解決するために、[Q&A 集](#)が作成されている。これは必要に応じて更新される。

EU への輸入を意図された混合食品に適用される要件の概要

要求事項	混合食品のカテゴリー		
	温度管理必要	温度管理不要	
		ゼラチン、コラーゲンまたは食肉を原料とする高度精製品を除く肉製品を含むもの	ゼラチン、コラーゲンまたは食肉由来の高度精製品を除く肉製品を含まないもの
動物由来の原材料	混合食品に含まれるすべての動物由来の加工製品は、残留物質の管理を含めて、そのような動物由来の加工製品を EU に輸出することが認められている国にある、EU 認定施設由来のものでなければならない。		
混合食品の生産国は、関連する 実施規則(EU) 2021/404 または 実施規則(EU) 2021/405 に規定されていること。	混合食品に含まれる各動物由来の加工製品について	混合食品に含まれる肉製品について	混合食品に含まれるか否かを問わず、肉製品、水産物、乳製品（および初乳ベース）、卵製品のいずれかについて（生産の認められた国に由来するゼラチン、コラーゲン、または高度精製品を含む混合食品を除く）
混合食品の生産国が、EU に承認された残留物質（動物由来の加工製品の原料となる種/商品）モニタリング計画を持ち、かつ決定 2011/163/EU に記載されていること。	EU*に輸出される混合食品に含まれる各動物由来の加工製品について		
動物衛生面	混合食品に含まれる動物由来の加工製品は、委任規則(EU) 2020/692 に定められた EU への入域に関する関	混合食品に含まれる乳製品および卵製品が、少なくとも委任規則(EU)	

	連要件を満たしている。これらの製品は、混合食品の生産国で適用されるものとは異なるリスク軽減措置を受けていないことを条件に、EU 内、混合食品の生産国、または他の上場国のいずれかで生産されている。	2020/692 附属書 XXVII および附属書 XXVIII の B 欄に記載されているものと同等のリスク軽減措置を受けていること。
実施規則(EU) 2020/2235 附属書 III 第 50 章に定められた 公的証明書	混合食品の生産国の管轄当局が要求し、署名したもの。	該当しない
実施規則(EU) 2020/2235 附属書 V に定められている自 己宣誓書	該当しない	輸入食品事業者の代表者が作成し、署名しなければならない（国境での管理が免除されている場合は、製品の上市時に製品に添付すればよい）。
EU の国境管理所での 管理	該当する	該当する。ただし、当該混合食品が実施規則 (EU)2021/630 の附属書 に掲載されているように、より低いリスクを示し、かつ国境での管理が免除される場合を除く。

* 混合食品の生産国（A 国）が動物由来の加工製品を自国外から調達することを希望する場合、その国の管轄当局は、当該動物由来の加工製品が、EU 加盟国の EU 認定施設、または決定 2011/163/EU 第 2 条(2)に規定されている制限的な脚注のない、関連する種／商品について同決定に記載されている他の第三国の EU 認定施設のいずれかに由来することを保証しなければならない。A 国もまた、脚注の有無にかかわらず、決定 2011/163/EU に記載されていなければならない。

出所：https://ec.europa.eu/food/safety/international_affairs/trade/special-eu-import-conditions-composite-products_en